

【ポータルメッセージ施行】

ス 第 226 号
令和 2 年 7 月 9 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について（通知）
このことについて、臨時休業等の対応を作成しましたので、学校の対応について承知願
います。

担 当 : 学校保健給食班 大宮司, 大友
T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6
e-mail : supokeng@pref.miyagi.lg.jp

【電子メール施行】

ス 第 226 号
令和 2 年 7 月 9 日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 伊東 昭代
(公 印 省 略)

学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について（通知）
本県の学校保健教育の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、県として別添写しのとおり県立学校長宛て通知しましたので、参考に願います。

担 当 : 学校保健給食班 大宮司, 大友
T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6
e-mail : supokeng@pref.miyagi.lg.jp



【ポータルメッセージ施行】

ス 第 226 号
令和 2 年 7 月 9 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について（通知）
このことについて，臨時休業等の対応を作成しましたので，学校の対応について承知願
います。

担 当：学校保健給食班 大宮司，大友
T E L：0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
F A X：0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6
e-mail：supokeng@pref.miyagi.lg.jp

県立学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について

令和2年7月9日

令和2年6月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を踏まえ、県立学校に感染者等が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

1 県教委の対応について（学校の休業等）

県教委は、県立学校の児童生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、当該校について、学校内での感染拡大防止等を図るため、下表により、一時的に全部又は一部の休業等を実施する。

なお、県内の感染レベルが上がる等により、知事から学校施設の使用停止要請等があった場合にあっては、県立学校の一斉休業等を検討する。

状況	対応	期間等
(1) 児童生徒等が感染した場合	<ul style="list-style-type: none">一時的に全部又は一部を臨時休業（学校閉鎖）とする。保健所や学校医の助言を得た上で、校内の感染リスクを検討し、リスクの低い学年や学級の休業を解除する。	<ul style="list-style-type: none">医師、保健所の助言による施設の消毒が完了するまで
(2) 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none">原則として、臨時休業は行わない。	
(3) 感染の恐れがある場合		

2 学校の対応について（出席・出勤停止等）

学校は、児童生徒等や教職員の状況に応じて、下表により措置する。

状況	期間等
(1) 感染した場合	<ul style="list-style-type: none">医師または保健所の許可が出るまで
(2) 濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none">感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間医師または保健所の許可が出るまで
(3) 感染の恐れがある場合	
(4) 発熱等の風邪の症状がある場合	<ul style="list-style-type: none">症状が改善するまで
(5) 不安により登校（出勤）を控える場合	<ul style="list-style-type: none">不安が改善されるまで（児童生徒等）

*臨時休業に伴う職員の在宅勤務については、事前に教職員課に相談のこと。

3 感染者等が発生した場合における学校内の消毒について

各学校は、児童生徒等の感染等が確認された場合、次のとおり消毒を実施する。

(1) 児童生徒等が感染した場合

保健所の助言等を踏まえ、必要な場合は専門業者による施設消毒を行う。

(2) 児童生徒等の感染が疑われる場合

保健所の助言等を踏まえ、感染予防対策を徹底した上で、職員が消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて施設を消毒する。

なお、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

(3) その他

施設の消毒に係る経費は、通常の学校管理予算により対応することとし、不足等が生じる場合は、学校管理予算の担当課と適宜調整する。

4 その他

(1) 感染者が発生した場合の報道機関への公表

- ① 県教委は、衛生部局が感染症のまん延防止のため行動履歴などの公表が必要と判断した場合、学校名を含め発生事実を公表する。
(公表する内容は、衛生部局が感染した児童生徒の保護者や本人からの同意を得た事項に限る。)

- ② 学校は、公表前に当該関係者へ連絡する。

(2) 保護者への連絡

- ・学校は、臨時休業又は学年・学級閉鎖に至った事実や感染拡大防止対策等について、個人が特定されないように配慮の上、速やかに当該校の保護者へ連絡する。

*対応に係る判断の基準等は、別添の「学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について」を参照のこと。

学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について

令和2年7月9日現在

【臨時休業】設置者が判断する。	対 応	法 令	対象期間	消 毒
(1)児童生徒等が感染した場合	濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。	学保法第20条	・医師及び保健所の助言による期間 ・施設の消毒が完了するまで	必要な場合は業者消毒
(2)児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合	保健所の調査や学校医の助言により、児童生徒等の学校活動の様態感染経路の明否等の判定の要件要素（※1）を考慮して、校内で感染が広がっている可能性を検討し、感染リスクの低い学年や学級の休業を解除する。			
(3)感染の恐れがある場合				

【個人の対応】学校長が判断する。	児童生徒等	教 職 員		対象期間	消 毒
(1)感染した場合	出席停止 (学保法第19条)	病休		・医師又は保健所の許可が出るまで	必要な場合は業者消毒
(2)濃厚接触者に特定された場合		自宅待機（職専免）※3		・感染者と濃厚接触した日から2週間 ・医師又は保健所の許可が出るまで	
(3)感染の恐れがある場合 ※2		自宅待機※3 (職専免)	特別休暇		・症状が改善するまで
(4)発熱等の風邪の症状がある場合		特別休暇			
(5)不安により登校（出勤）を控える場合		年休			

※3 感染疑いのある者との最終接触日の翌日から14日間。PCR検査結果が陰性と判明したら解除する。
*臨時休業に伴う教職員の在宅勤務については、事前に教職員課に相談する。

※1 判定の要件・要素

(1) 感染者、濃厚接触者等の学校活動の様態	①学校で行っていた活動	②活動の場所（屋内か、屋外か）
	③活動した部屋の広さ（狭いか、広い）	④接触した人数の規模（具体的人数）
	⑤接触の濃度（距離、時間）	⑥不特定多数との接触の有無
(2) 感染経路の明否	①学校内の感染症の発生状況	②感染経路の明否
	③どこで感染したか	
	※①～③により感染経路が判明していて、学校外で感染した事が明らかで、他に感染を広める恐れが低い場合は、休業の可能性は低い。	
(3) 地域における感染拡大の状況	①地域における感染者の発生状況	②地域における感染経路の判明の状況
	※①～②により地域における感染者なし、感染経路が判明し学校関係者と接点が少ない場合は、休業の必要性は低い。	

※2 感染の恐れがある場合の例

A：本人が医師などの判断により、検査対象となった場合。（結果判明前）
B：本人が感染者と接触していることが判明している場合（保健所による調査前） *例）患者と同居あるいは長時間（車内、航空機内等を含む）の接触があった。 例）手で触れることの出来る距離（目安1m）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった。
C：本人が相談・受診の目安に該当する場合。（強い息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、比較的軽い風邪症状が続く場合やその症状が4日以上続く場合） *相談・受診の目安に該当しない症状の場合は、基本的には医師が感染の疑いがあるか（検査の必要性）を判断する。また、感染の恐れがあるかを判断する際には、本人の行動歴（過去2週間に海外や患者が発生している都道府県への外出歴があるか、そういった地域に滞在していた人と接触しているか）等も踏まえて判断する。
*レベル2・3の状況においては、本人の同居者が相談・受診の目安に該当する症状がある場合。
*「本人の同居者が濃厚接触者である場合」は、感染の恐れには該当しない。